

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第4号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総務局</p> <p>[略]</p> <p>    人事部</p> <p>        人事課</p> <p>            人事係</p> <p>            <u>サービス管理係</u></p> <p>            制度係</p> <p>[略]</p> <p>財政局</p> <p>    財政部</p> <p>[略]</p> <p>        資産経営課</p> <p>            <u>資産管理係</u></p> <p>            公共施設マネジメント係</p> <p>            <u>資産活用推進係</u></p> <p>[略]</p> <p>    税務部</p> <p>[略]</p> <p>        市民税課</p> <p>            <u>市民税係</u></p> <p>            <u>諸税係</u></p> <p>[略]</p> <p>スポーツ文化局</p> <p>[略]</p> <p>    文化部</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総務局</p> <p>[略]</p> <p>    人事部</p> <p>        人事課</p> <p>            人事係</p> <p>            制度係</p> <p>[略]</p> <p>財政局</p> <p>    財政部</p> <p>[略]</p> <p>        資産経営課</p> <p>            <u>資産マネジメント係</u></p> <p>            公共施設マネジメント係</p> <p>[略]</p> <p>    税務部</p> <p>[略]</p> <p>        市民税課</p> <p>            <u>管理・企画係</u></p> <p>            <u>市民税システム係</u></p> <p>[略]</p> <p>スポーツ文化局</p> <p>[略]</p> <p>    文化部</p>

[略]

文化政策課  
文化政策係  
大宮盆栽村振興係

[略]

子ども未来局  
子ども育成部  
子ども・青少年政策課  
企画係  
青少年育成係  
指導監査係  
子どもの権利推進係

[略]

環境局  
環境共生部  
[略]  
環境対策課  
環境審査係  
水質土壌係  
大気環境係  
生物多様性保全係

[略]

施設部

[略]

環境施設整備課  
計画係  
整備係

経済局

商工観光部  
経済政策課  
総務係  
経済企画係

宮ヶ谷塔地区経済活性化拠点整備室

[略]

企業成長推進課  
企業支援係  
新産業育成係  
産業展開推進課

産業立地係  
産業拠点整備係

[略]

地域活性化推進課  
地域活性化推進係  
市民アプリ係

[略]

文化政策室

[略]

子ども未来局  
子ども育成部  
子ども・青少年政策課  
企画係  
青少年育成係  
指導監査係

[略]

環境局  
環境共生部  
[略]  
環境対策課  
環境審査係  
水質土壌係  
大気環境係

[略]

施設部

[略]

環境施設整備課  
計画整備係

経済局

商工観光部  
経済政策課  
総務係  
経済企画係  
支援係

食肉市場・道の駅施設整備準備室

[略]

産業展開推進課  
新産業育成係  
産業立地係  
産業拠点整備係

[略]

地域活性化推進室

[略]

都市局

都市計画部

都市総務課

総務係

都市デザイン共創係

都市計画課

都市計画係

まちなみ・景観係

都市施設係

開発・盛土調整課

開発調整係

盛土規制係

[略]

建設局

[略]

道路部

道路総務課

総務係

路政係

道路政策課

道路政策係

広域道路推進係

[略]

道路計画課

事業計画係

事業推進係

建築行政部

[略]

建築行政課

建築行政係

防災指導係

北部建築指導課

建築指導係

調査係

南部建築指導課

建築指導係

調査係

建築審査課

審査第1係

[略]

都市局

都市計画部

都市総務課

総務係

政策係

都市計画課

都市計画係

まちなみ・景観係

都市施設係

開発調整・盛土規制係

[略]

建設局

[略]

土木部

土木総務課

総務係

政策係

路政係

[略]

広域道路推進室

道路計画課

企画調整係

事業推進係

河川課

調査係

計画係

建築部

[略]

建築行政課

建築行政係

防災指導係

審査第2係

[略]

営繕部

公共建築課  
管理係  
建築係

[略]

下水道河川部

下水道総務課  
管理・業務係  
企画調整係

[略]

下水道計画課

計画第1係  
計画第2係

河川課

調査係  
計画係

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

[略]

行財政改革推進部

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局

財政部

[略]

資産経営課

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

公共建築課  
管理係  
建築係

[略]

下水道部

下水道総務課  
管理・業務係

[略]

下水道計画課

企画調整係

計画第1係  
計画第2係

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

[略]

行財政改革推進部

(1)～(3) [略]

(4) 行政評価に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局

財政部

[略]

資産経営課

(1)～(4) [略]

(5) 公有財産の活用に係る事務の総括に関すること。

(6) 国及び県の公有財産に係る総合調整に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(7) 公有財産の活用に係る事務の総括に関すること。

(8) 公民連携による未利用公有財産の活用及び推進に関すること。

(9) 公民連携による公共施設等整備事業（他の所管に属するものを除く。）の推進に関すること。

(10) 国及び県の公有財産に係る総合調整に関すること。

[略]

契約管理部

[略]

調達課

(1) [略]

(2) 業務委託（建設工事に伴うものを除く。）及び物品購入等に係る業者登録に関すること。

(3)～(8) [略]

[略]

税務部

[略]

市民税課

(1) 個人の市民税及び県民税、森林環境税並びに軽自動車税の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

(2) [略]

(3) 個人の市民税の寄附金税額控除に係る指定法人等の指定及び指定寄附金の指定に関すること。

(4) [略]

[略]

収納対策課

(1)～(3) [略]

(4) 市税等の徴収金の収入整理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(5)・(6) [略]

[略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

[略]

文化部

文化政策課

(1)～(3) [略]

(4) 大宮盆栽村の振興に係る施策の企画、推進及び調整に関すること。

(5) 盆栽文化の継承、発展に係る施策の企画及び調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

[略]

契約管理部

[略]

調達課

(1) [略]

(2) 業務委託（建設工事に伴うものを除く。）及び物品納入等に係る業者登録に関すること。

(3)～(8) [略]

[略]

税務部

[略]

市民税課

(1) 個人の市民税及び県民税、森林環境税並びに軽自動車税の種別割の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

(2) [略]

(3) 個人の市民税の寄附金税額控除に係る法人等の指定及び特定公益信託に対する支出金の指定に関すること。

(4) [略]

[略]

収納対策課

(1)～(3) [略]

(4) 市税等の徴収金の収入整理並びに還付、充当、納付及び納入に関すること。

(5)・(6) [略]

[略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

[略]

文化部

文化政策室

(1)～(3) [略]

ること。

[略]

第7条の3 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子ども・青少年政策課

(1)～(9) [略]

(10) 子どもの権利擁護の推進に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

母子保健課

(1) [略]

(2) 妊婦支援給付金の支給に関すること。

(3)～(5) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

[略]

環境対策課

(1)～(21) [略]

(22) 地域のネイチャーポジティブの推進に関すること。

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) 生物多様性活動支援センターの運営に関すること。

[略]

施設部

環境施設管理課

(1)～(9) [略]

[略]

第7条の3 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子ども・青少年政策課

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

母子保健課

(1) [略]

(2) パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）の支給に関すること。

(3)～(5) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

[略]

環境対策課

(1)～(21) [略]

(22) 水環境及び生物多様性の保全に係る普及啓発に関すること。

(23) 地域の生物多様性の増進に関すること。

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

[略]

施設部

環境施設管理課

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

環境施設整備課

(1)・(2) [略]

(3) 一般廃棄物処理施設に関する交付金、補助金等に関すること。

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

経済政策課

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

宮ヶ谷塔地区経済活性化拠点整備室

(1) 宮ヶ谷塔地区地域経済活性化拠点の整備に関すること。

[略]

企業成長推進課

(1) 市内の企業の支援に関すること。

(2) 中小企業資金融資に関すること。

(3) さいたま商工会議所との事業連携に関すること。

(4) 公益財団法人さいたま市産業創造財団との連絡調整に関すること。

(5) 新産業の育成及び企業の新事業活動の促進に関すること。

(6) 医療ものづくり都市構想の推進に関すること。

(10) 一般廃棄物処理施設に関する交付金、補助金等に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

環境施設整備課

(1)・(2) [略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

経済政策課

(1)・(2) [略]

(3) 市内の企業の支援に関すること。

(4) 中小企業資金融資に関すること。

(5) さいたま商工会議所との事業連携に関すること。

(6) [略]

(7) 公益財団法人さいたま市産業創造財団との連絡調整に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

食肉市場・道の駅施設整備準備室

(1) (仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点の整備に関すること。

[略]

産業展開推進課

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

[略]

地域活性化推進課

- (1) 地域商社との総合調整に関すること。
- (2) 市民アプリの活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) デジタル地域通貨の活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (4) 市民アプリの機能開発に係る総合調整に関すること。
- (5) 市民アプリデータ利活用の推進に関すること。

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

都市総務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 公民学共創のまちづくりに係る総合調整に関すること。
- (4)～(10) [略]

都市計画課

- (1)～(4) [略]
- (5) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関すること。
- (6)～(12) [略]

産業展開推進課

- (1) 新産業の育成及び企業の新事業活動の促進に関すること。
- (2) 医療ものづくり都市構想の推進に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]

[略]

地域活性化推進室

- (1) 地域商社との連絡調整に関すること。
- (2) 市民アプリの導入及び活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) デジタル地域通貨の導入及び活用に係る企画及び総合調整に関すること。

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

都市総務課

- (1)・(2) [略]
- (3) 市民参加のまちづくりに係る総合調整に関すること。
- (4)～(10) [略]

都市計画課

- (1)～(4) [略]
- (5) 都市計画マスタープランに関すること。
- (6)～(12) [略]

(13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為等に係る調査、企画及び調整に関すること。

(14) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成13年さいたま市条例第266号）の規定による大規模開発行為等に係る紛争の防止、あつせん及び調停に関すること。

(15) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地売買等の届出に係る審査等に関すること。

(16) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年

開発・盛土調整課

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為等に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成13年さいたま市条例第266号）の規定による大規模開発行為等に係る紛争の防止、あっせん及び調停に関すること。
- (3) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地売買等の届出に係る審査等に関すること。
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく調査、企画及び調整に関すること。
- (5) 被災宅地危険度判定制度に関すること。
- (6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定、特定住宅用地譲渡の認定及び譲渡予定価格申出に係る審査等に関すること。
- (7) 開発審査会に関すること。
- (8) 土地利用審査会に関すること。
- (9) 建築開発紛争調停委員会（大規模開発行為等に係る紛争に限る。）に関すること。

北部都市計画指導課

- (1)～(15) [略]
- (16) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条、第108条及び第108条の2の規定による届出に関すること。

南部都市計画指導課

- (1)～(15) [略]
- (16) 都市再生特別措置法第88条、第108条及び第108条の2の規定による届出に関すること。

[略]

まちづくり推進部

[略]

法律第191号）に基づく調査、企画及び調整に関すること。

- (17) 被災宅地危険度判定制度に関すること。
- (18) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定、特定住宅用地譲渡の認定及び譲渡予定価格申出に係る審査等に関すること。
- (19) 開発審査会に関すること。
- (20) 土地利用審査会に関すること。
- (21) 建築開発紛争調停委員会（大規模開発行為等に係る紛争に限る。）に関すること。

北部都市計画指導課

- (1)～(15) [略]

南部都市計画指導課

- (1)～(15) [略]

[略]

まちづくり推進部

[略]

区画整理支援課

- (1)～(4) [略]
- (5) 大和田駅北口周辺のまちづくりに関すること。
- (6) 七里駅北口公衆トイレ等の維持管理に関すること。  
都心整備部  
[略]  
東日本交流拠点整備課
- (1) [略]
- (2) 桜木駐車場用地活用事業に関すること。

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

道路部

道路総務課

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]

道路政策課

- (1) 道路政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 公共用地の取得に伴う損失補償基準に関すること。
- (3) 土地収用（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。
- (5) 国等が実施する広域道路の整備の促進に関すること。

区画整理支援課

- (1)～(4) [略]
- (5) 七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備に関すること。
- (6) 大和田駅北口周辺地区のまちづくりの推進に関すること。  
都心整備部  
[略]  
東日本交流拠点整備課
- (1) [略]
- (2) 市営桜木駐車場及びその用地の利活用に関すること。

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

土木部

土木総務課

- (1) 道路政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 用地政策の企画及び調整に関すること。
- (3) 公共用地の取得に伴う損失補償基準に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。
- (5) 土地収用に関すること。
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]

(6) 国等が実施する広域道路の整備に関連する事業の調査、計画及び調整に関すること。

[略]

[略]

建築行政部

建築総務課

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律84号）の規定による計画の認定、改善命令及び計画の認定の取消しに関すること。

(17) 北部建築指導課及び南部建築指導課との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(18)・(19) [略]

建築行政課

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく認定、許可等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 違反建築物の命令等に関すること。

(3) 既存建築物の命令等に関すること。

(4)～(7) [略]

(8) 北部建築指導課、南部建築指導課及び建築審査課の建築基準法関係事務（他の所管に属するものを除く。）に係る連絡調整に関すること。

[略]

広域道路推進室

(1) 国等が実施する広域道路の整備の促進に関すること。

(2) 国等が実施する広域道路の整備に関連する事業の調査、計画及び調整に関すること。

[略]

河川課

(1) 河川計画に関すること。

(2) 総合治水対策に関すること。

(3) 河川環境整備計画に関すること。

(4) 北部建設事務所用地課（河川用地に係るものに限る。）及び河川整備課並びに南部建設事務所用地課（河川用地に係るものに限る。）及び河川整備課との連絡調整に関すること。

建築部

建築総務課

(1)～(9) [略]

(10) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に基づく除却の必要性に係る認定に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 北部建設事務所建築指導課及び建築審査課並びに南部建設事務所建築指導課及び建築審査課との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(18)・(19) [略]

建築行政課

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく認定、許可等に関すること。

(2) 違反建築物の指導及び命令に関すること。

(3) 既存建築物の防災指導及び命令に関すること。

(4)～(7) [略]

(8) 北部建設事務所建築指導課及び建築審査課並びに南部建設事務所建築指導課及び建築審査課の建築基準法関係事務（他の所管に属するもの

(9) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション再生円滑化法」という。）に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例の許可に関すること。

(10) [略]

北部建築指導課

(1) 建築基準法（同法第7条の6第1項第1号、第18条第38項第1号、第43条第2項第1号及び第2号、第85条第6項及び第7項並びに第87条の3第6項及び第7項に限る。）の規定による認定、許可等に関すること。

(2) 建築及び道路に係る相談に関すること。

(3) 違反建築物の指導及び勧告に関すること。

(4) 既存建築物の防災指導及び勧告に関すること。

(5) 建築基準法の規定による道路の相談、指定に関すること。

(6) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の規定による中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関すること。

(7) 狭あい道路の拡幅整備に関すること。

(8) 建設リサイクルに係る届出書の受理及び審査並びに助言及び勧告（分別解体に係るものに限る。）に関すること。

(9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による計画の認定等に関すること。

(10) 既存ブロック塀等改善事業の助成に関すること。

(11) 建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関すること。

(12) 建築台帳記載事項証明に関すること。

南部建築指導課

(1) 建築基準法（同法第7条の6第1項第1号、第18条第38項第1号、第43条第2項第1号及び第2号、第85条第6項及び第7項並びに第87条の3第6項及び第7項に限る。）の規定による認定、許可等に関すること。

(2) 建築及び道路に係る相談に関すること。

(3) 違反建築物の指導及び勧告に関すること。

(4) 既存建築物の防災指導及び勧告に関すること。

(5) 建築基準法の規定による道路の相談、指定に関すること。

(6) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の規定による中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関すること。

(7) 狭あい道路の拡幅整備に関すること。

を除く。)に係る連絡調整に関すること。

(9) マンション建替え円滑化法に基づく容積率の特例の許可に関すること。

(10) [略]

(8) 建設リサイクルに係る届出書の受理及び審査並びに助言及び勧告（分別解体に係るものに限る。）に関すること。

(9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による計画の認定等に関すること。

(10) 既存ブロック塀等改善事業の助成に関すること。

(11) 建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関すること。

(12) 建築台帳記載事項証明に関すること。  
建築審査課

(1) 建築物及び建築設備等に係る審査及び確認並びに中間検査及び完了検査に関すること。

(2) 指定確認検査機関からの建築基準法に基づく報告に関すること。

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく計画の認定に関すること。

(4) さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成16年さいたま市条例第22号）の規定による建築物の届出書の受理等に関すること。

住宅政策課

(1)～(5) [略]

(6) マンション再生円滑化法（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(7)・(8) [略]

(9) 長期優良住宅法による改善命令及び計画の認定の取消しに関すること。

(10)～(12) [略]

(13) 北部建築指導課及び南部建築指導課の長期優良住宅法関係事務に係る連絡調整に関すること。

営繕部

公共建築課

(1)・(2) [略]

(3) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 部内の連絡調整に関すること。

(5) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

[略]

下水道河川部

下水道総務課

(1) [略]

住宅政策課

(1)～(5) [略]

(6) マンション建替え円滑化法（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(7)・(8) [略]

(9) 長期優良住宅法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）による改善命令及び計画の認定の取消しに関すること。

(10)～(12) [略]

(13) 北部建設事務所建築指導課及び建築審査課並びに南部建設事務所建築指導課及び建築審査課の建築基準法関係事務（長期優良住宅法及び都市低炭素化促進法に係るものに限る。）に係る連絡調整に関すること。

公共建築課

(1)・(2) [略]

(3) 営繕部門の連絡調整に関すること。

[略]

下水道部

下水道総務課

(1) [略]

(2) 下水道事業の企画及び調整に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

下水道計画課

(1)～(3) [略]

河川課

(1) 河川計画に関すること。

(2) 総合治水対策に関すること。

(3) 河川環境整備計画に関すること。

(4) 北部建設事務所用地課（河川用地に係るものに限る。）及び河川整備課並びに南部建設事務所用地課（河川用地に係るものに限る。）及び河川整備課との連絡調整に関すること。

(5) 特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の事前相談に関すること。

（職員）

第13条 [略]

2～7 [略]

8 局、市長公室又は都市戦略本部に理事、副理事、参事又は副参事を置くことができる。

9 部に副理事、次長、参事、副参事又は参与を置くことができる。

10 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部又は市民局区政推進部に主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹又は主査を置くことができる。

11 課に副参事、課長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

12 室に副参事、室長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

13・14 [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

下水道計画課

(1)～(3) [略]

（職員）

第13条 [略]

2～7 [略]

8 局、市長公室又は都市戦略本部に理事、副理事、参事、副参事又は総合調整幹を置くことができる。

9 部に副理事、次長、参事、副参事、調整幹又は参与を置くことができる。

10 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部又は市民局区政推進部に主幹、専門幹又は主査を置くことができる。

11 課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

12 室に副参事、室長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

13・14 [略]

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。